

船舶事故等調査報告書

平成21年12月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第233号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年7月26日（日） 13時20分ごろ	
発生場所	琵琶湖 滋賀県野洲市吉川マイアミ浜沖100m付近	
事故等調査の経過	平成21年8月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ <sup>ノリ</sup> NORI、長さ2.66m 253-30275滋賀、個人所有 B 水上オートバイ オート ブリーズ号、長さ1.87m 253-22893滋賀、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 操船者、操縦免許を受有してなかった。 B 船長、特殊小型船舶操縦士	
死傷者等	A なし B 船長Bが内臓損傷	
損傷	A なし B 右舷部に擦過傷	
事故等の経過	A船は、操船者1人が乗り組み、知人1人を同乗させ、マイアミ浜沖を東進して遊走中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、南方に向首して漂泊中、平成21年7月26日13時20分ごろ、マイアミ浜沖100m付近において、A船とB船右舷部とが衝突した。その際、B船につかまり湖面に浮いていた船長Bが負傷した。	
気象等	気象：天気 曇り一時雨、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：うねり なし、波高 約0.5m	
その他の事項	操船者Aは、10時00分から11時30分の間、ビールなどコップで3、4杯飲んだ。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象等の関与 判明した事項の解析	あり なし 不明 A船は、マイアミ浜沖において遊走中、周囲の適切な見張りを行わず、漂泊中のB船との衝突を避けるための措置が遅れたものと考えられる。 次のことが本事故発生に関与したものと考えられる。 ① 操船者Aが、小型船舶操縦士の免許を受けていなかったこと。 ② A船所有者が、小型船舶操縦士の免許を受有していない操船者Aに操船させたこと。 ③ 操船者Aが、飲酒運航したこと。
原因	本事故は、琵琶湖マイアミ浜沖において、A船が遊走中、B船が漂泊中、	

	A船が周囲の適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
--	---